

軽度発達障害に関わる教員の意識調査

—Y 県小中学校の状況—

石 原 廣 人

Research on teachers' attitude who deal
with children with mild disabilities.

A case of an elementary and
junior high school in Y. prefecture.

Ishihara Hirohito

抄 録

今年度から軽度発達障害のある児童生徒が、特別支援教育を受けるという改正学校教育法が施行された。

教育の現場にはこの変化に伴いどのような課題と困難が発生したか教員の意識を調査した。Y 県におけるデータからは軽度発達障害に対し効果的な指導法は確立していないことが確認でき、教師の多くが人員不足や校内の協力や理解に困難を感じていることが推定できた。

キーワード：特別支援教育

軽度発達障害

ADHD

LD

Ⅰ 学校をとりまく状況

1. 学校教育法の改正

2006年6月15日の改正前、学校教育法には特別支援教育の対象に、LD、ADHDの子供たちは含まれていなかった。改正された同法には「その他教育上特別の支援を必要とする児童・生徒及び幼児」という文言があり、ここでLD、ADHDをはじめとする軽度発達障害^{注1)}が特別支援教育^{注2)}の対象となった。

新しい特別支援教育は2007年4月から実施されることになり、全ての学校では軽度発達障害児童生徒の特別支援教育が行われることになった。

新特別支援教育では、これまで通常学級に在籍していて、対象とされなかったLD、ADHD、高機能自閉症等が対象に含み^{注3)}、特別な支援を受けることが決定し、これまで存在していた学校教育法第75条の学級は廃止され、対象となっていた児童生徒も特別支援学級での指導の対象に変更された。

2. 法改正に伴う教育現場の混乱

学校教育法の改正に対して教育現場では障害児学級が無くなるのが人員削減につながり、新たに加わった軽度発達障害の児童生徒への教育が可能なのか不安の声があがっていた。文部科学省は障害児学級に在籍する児童生徒を合わせて特別支援教育の対象とするという見解を示したので混乱は収まった。

しかし普通学級の担任が責任の重い、特別支援も担当する制度は、教育現場にとって大きな変化であった。これまで特別支援教育は担当する教員が手厚く配置され、原則的に同じ障害のある児童生徒を指導し、教師・児童生徒の両者に様々な点でゆとりを確保しやすい環境にあった。

今回の改正に対し、教育現場から「できるのか」という声も多く聞かれた。さらに普通学級の中で他の生徒の教育を進めながら、課題の異なる指導を行うことは「授業時間の中で実施可能か」「他の生徒の指導と両立するのか」という疑問として現在もくすぶっている。

3. 軽度発達障害の児童生徒にどのような支援を行うか

ところで軽度発達障害のある多くの児童生徒は、重度のLDを除き教科教育に関して普通学級で学ぶことは不可能なことではないようである。これまでも学校で教育は進められてきた経緯がある。

しかし効果はあがったのかという点のはっきりしない。卒業後、就職しても長続きせず、家にいる＝社会参加が出来ない、という例は少なくない。

文部科学省は「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導

及び必要な支援を行うものである¹⁾と述べているが、妥当な見解として教育現場でも受け入れられているようである。

ただこれを実践するためにはいくつかの課題がある。第1は指導の方法である。自閉的な傾向のある軽度発達障害児童の場合、自立と社会参加に必要な対人関係を習得する能力に課題のある者がいる。この課題を克服する指導法は明らかになっているのだろうか。

第2は教育の場の安定と維持である。

学校には社会としてのルールがある。教員には公平性が求められ、悪いことは悪いという判断を下すことが求められる。

たとえば授業中、教室から飛び出すのは・・・悪いこと・・・太郎君でも次郎君でもADHDのY君でも同じように指導しなければならない。・・・このやり方をとらなければクラスの経営は難しい。

しかしADHDの子供には厳しい指導である。ではその子供に合う対応をしたらどうなるか。ADHDの子供と同じような行動をしても良いと考える子供が多数出てくることが予想できる・・・実際にこれで学級崩壊に到った例もある。

この2つの課題を解決して実践できる指導法は確立しているのだろうか。これが本調査を計画した背景である。

II 調査の目的

今年度から実施に移され軽度発達障害児童生徒に対する特別支援教育がどのように行われ、どのような課題があるか明らかにすることを目的とした。

また実践されている指導の中で効果を上げている方法があれば、それはどんなものか知ることも目的にした。

III 調査方法（以下より児童生徒は生徒と略記する）

Y県内の公私立小中学校308校に対して質問紙による調査を行った。

調査対象は軽度発達障害の生徒を担任もしくは指導した教員とした。

調査期間は2007年8月21日に郵送により質問紙を配布し、1週間後同じ方法で回収した。結果は223校308人から回答を得た。

質問項目は自作したが、軽度発達障害の指導方法は「LD・ADHD・高機能自閉のための指導ガイド」（国立特殊教育総合研究所 2005）を参考に作成した。

IV 質問項目と集計結果 (抜粋)

1 基本的事項

1) 回答した教員の性別

男女別人数は男性217、女性90 (人) であった。(未記入1)

Y 県の小中学校の教員の男女比はおよそ46:54で、軽度発達障害に関わる教師は男性が多かった。

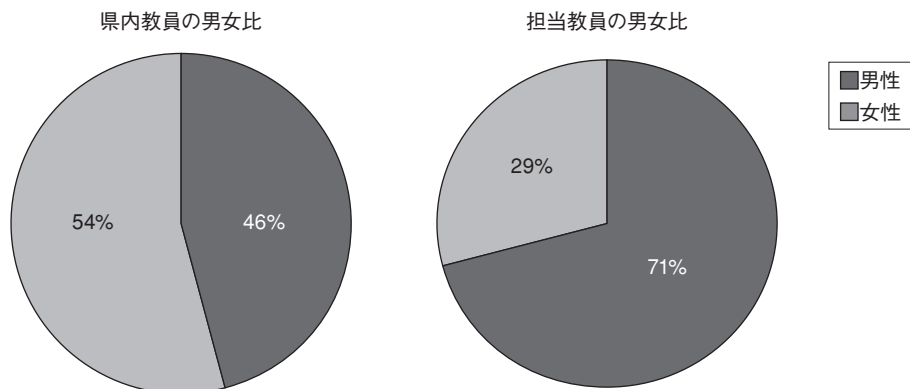


図1 県内教員の男女比と軽度発達障害に関わった教員の男女比

2) 教員の経験年数

軽度発達障害の指導を経験した教員は経験1~3年の者16、4~8年の者35、9年以上の者257 (人) で長い経験のある教員が多かった。

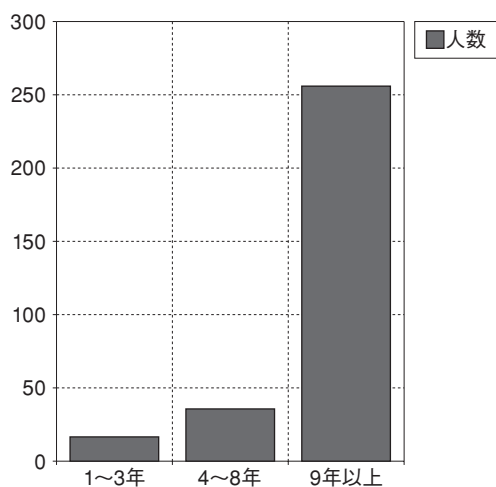


図2 担当教員の経験年数

3) 回答者がどのような種類の軽度発達障害と関わったか

ADHD 89、LD 72、アスペルガー症候群47、高機能自閉症33、広汎性発達障害42、その他23（人）で回答者の割合は図3のようになった。

本調査で種類別の発生率を論じることができないが、Y県の教員の中ではADHDの指導を経験した者が多かった。

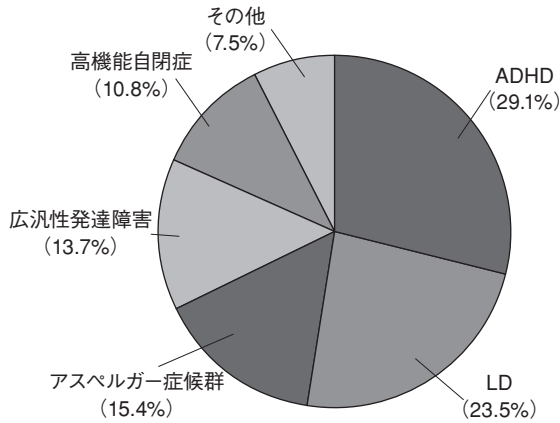


図3 教員がどのような種類の軽度発達障害と関わったか

4) 教員は軽度発達障害のどんな所に問題を感じているか質問した。

図4のような回答を得た。

Y県の教員が、どんなことを問題と感じているか知ることが出来た。

また項目別に見ると、多くの教員が社会性、友人関係、衝動、こだわりなど、社会的自立に関わる能力に着眼していたことが推測できた。

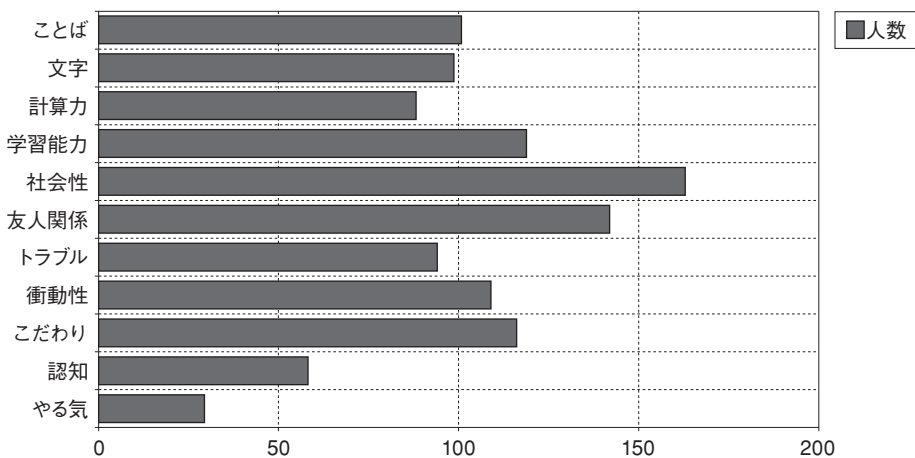


図4 教員の意識する課題

2 軽度発達障害に対する教員の見方

1) 軽度発達障害の下位分類で学校において指導すべきではないものについて質問した(複数選択あり)

LD 14、ADHD 39、広汎性発達障害35、特異的発達障害78、特定不能の発達障害85、その他・無回答54(人)という回答を得た。

教育の場で改善が期待できなかつたり、教育的手法の限界などの理由からか、原因のはっきりしない障害の指導に躊躇する姿があることを伺えた。

2) 診断を得ていないがLDを疑わせる児童生徒がいたら、教師はどのような印象を持つか質問し、次のような結果を得た。(複数選択あり)

選択肢は、①やる気がないのではないか ②怠慢なのではないか
③努力が足りないのではないか ④ふざけているのかもしれない
⑤しつけができていないのではないか ⑥能力がないのではないか
⑦かわいそう ⑧もっと頑張らせた
⑨教え方が悪いのかもしれない ⑩家庭で頑張ってもらいたい
⑪その他(自由記述) であった。

⑪の自由記述を除けば、⑥能力がないのではないか28 ⑧もっと頑張らせた17 ⑨教え方が悪いのかもしれない14(人)で、他の回答を選択した教員数は一桁であった。

児童生徒をとがめるような回答を選択した教員はほとんどいなかった。

障害の改善を「教員や本人の努力で実現できる」と答える者がいることは予想出来たが、回答者はおよそ5%という数字だった。

3) 対人関係や社会性が発達しない場合や友人とのトラブルを起こしがちな生徒の指導法に関して質問した(複数選択あり)

選択肢は

①何度でも教えて身につけさせたい ②努力すれば必ず良くなる
③言って聞かせればいつかは分かる ④本人に言っても改善は期待できない
⑤周りに理解してもらい、本人を刺激しない ⑥病院や他機関に協力を依頼する
⑦強い言葉で押さえるか、別室で生活させる ⑧SSTなどのトレーニングを行う
⑨薬物療法の道を模索する ⑩その他(自由記入)
⑪経験がない であった。

多かったのは「①何度でも教えて身につけさせたい」で103人(34%)の教員が選択した。努力すれば改善する、やれば出来るようになるという教員の考えが反映された結果であった。

3 LDの生徒の指導で実践し効果を感じられた方法に関して質問した（複数選択あり）

LDに関しては10種の問題行動をあげ、この指導に46の方法を示し、実践の有無と効果について質問し、回答教員の20%以上が実践した方法は13種であった。○印が選択された項目である。

- 1) 指示を聞くのが苦手な生徒に
 - 生徒に近寄りアイコンタクトをとって注意をひきながら話す
- 2) 筋道を追って話すのが苦手な生徒に
 - 話をよく聞き、内容を適切な言葉で置きかえる
 - 5W1Hの疑問詞を提示し、それに合わせて話しをさせるようにする
 - 生徒が話しやすいよう実物や写真、絵などを用意する
- 3) 音読はできるが読解問題が苦手な生徒に
 - キーワードを丸で囲む等しるしを付ける
- 4) 書くことが苦手で、鏡文字や似ている文字を書いてしまう生徒に
 - 漢字の細かな部分の書き間違いが多い生徒
 - マス目の大きいもの、罫線のあるノートを用意
- 5) 計算問題が苦手な生徒に
 - 一度にたくさん問題を提示しない
 - マス目のあるノートを使用し、問題を写したり計算する時の位取りを分かりやすくする
- 6) 算数や数学の文章題や文章による出題が苦手な生徒に
 - 文章の中で要点や鍵になることばに印を付ける
 - 文章のポイントを絵や図に書いて示す
- 7) 図形や関数が苦手な生徒に
 - 具体的な物を用意して説明する
- 8) 自分の位置や空間の把握が苦手でグラフや表の読み取りも間違えることの多い生徒
 - 移動の際には友達といっしょに行動させる

しかしこれらの項目で実践者の20%が「効果があった」と感じた項目は無かった。ただ「5W1Hの疑問詞を提示し、それに合わせて話しをさせるようにする」という項目は19.2%で20%に近い値であった。

4 ADHD等に見られる、落ち着きの無さや衝動性、パニック、こだわり、不適応等の行動に対する指導について質問した（複数回答あり）

ADHD等に見られる問題行動17種について70の対処法をあげ質問した。回答者の

20%以上が実践した方法は58種類あった。LDの指導と比較すると3倍近い値であった。

しかし実践して効果があったと感じている教員を見ると、20%を越えたのは1項目だけであった。

「ケアレスミスが多く写し間違い、位取りの間違いなどが多い生徒に

○問題用紙を拡大したり、一枚の紙に一問の問題を表記する」

数値は22%であった。

5 軽度発達障害をめぐる学校等の状況に関して質問した。

1) 学校職員全体が軽度発達障害に関してどれくらい理解しているか質問し、図5のような回答を得た。

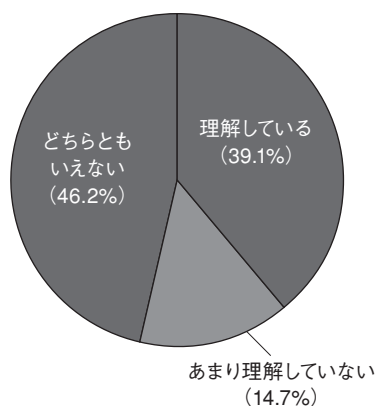


図5 学校の軽度発達障害理解

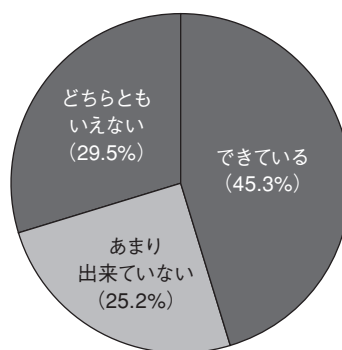


図6 校内の協力体制

理解がないという答えは約15%で、どちらとも言えないと感じているのは46%であった。

2) 上記の1)を受けて学校内の指導協力の体制について聞いた。

図6のような回答を得た。

3) 軽度発達障害の指導方針の明確性に関して質問した。

図7のような回答を得た。回答からのみ見ると、軽度発達障害に対する指導法は明確といえないようであった。

4) 軽度発達障害を普通学級で指導することは容易か困難かについて質問した。

図8のような回答を得た。「どちらとも言えない」という答えが最も多く、容易と答える者は僅かであった。

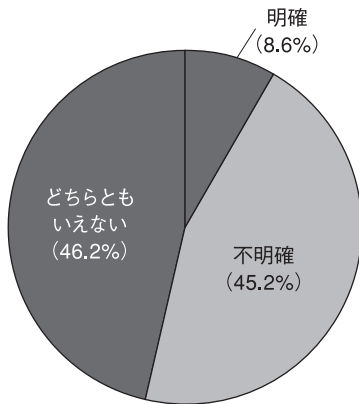


図7 軽度発達障害の指導方針

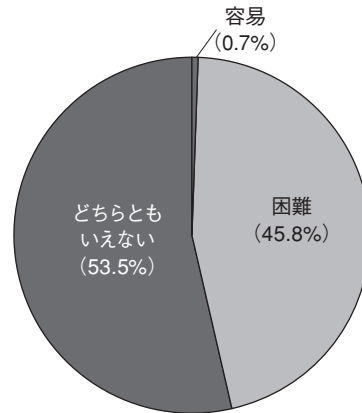


図8 学級での指導は容易か

5) クラスの保護者達が軽度発達障害を理解しているかどうか質問した。

特別支援教育を行うには、クラスの生徒達の保護者の理解も必要である。回答は理解がある52、理解がない119、どちらともいえない131（人）であった。

「理解が無い」は39%。「どちらともいえない」という回答を加えると82%になった。

6) クラスの生徒がこの障害について理解しているかについて質問した。

理解している104、理解は得られていない17、どちらともいえない177（人）という回答を得た。

これまでの学校、保護者、生徒の理解に関する数値を図9にまとめた。

教員、クラスの生徒の理解は得られているようだが、「どちらともいえない」という数値も高かった。

7) 教員が特別支援教育に対する希望を自由回答で求めた（複数回答を含む）

同じ趣旨のものをまとめたところ、グループ1は「教員数の確保によって特別支援が推進できると考える」というもので132。グループ2は「障害の理解やアドバイザーの必要性」について述べたもので82。グループ3は「障害のある生徒の保護者をはじめまわりの者の理解が必要」とするもので39。グループ4と5がそれぞれ18、8（人）であった。詳細を下記にあげた。

グループ1	(人)
特別支援教育のための人材、人員の確保が大切である	84
加配、TT等の人的支援体制が必要である	23
人的環境、支援環境の整備をする	12
クラスの人数規模が大きすぎる（生徒数を減らす）	13

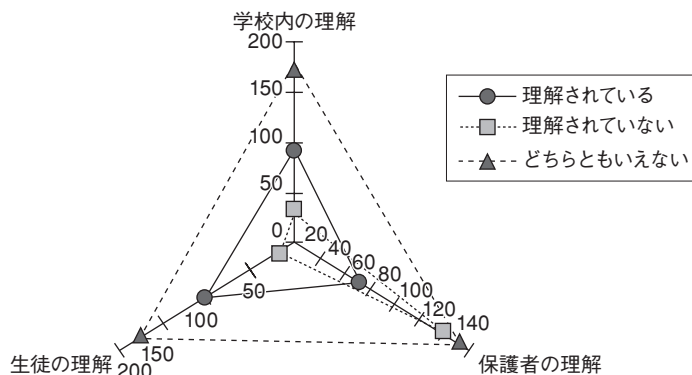


図9 学校、保護者、生徒の理解

グループ 2

全職員が障害について理解を深める必要がある	41
専門家の指導と助言や支援スタッフと担任との連携	39
専門家に相談できる環境を確保する事が重要	2

グループ 3

保護者や児童生徒の全てがこの問題について理解を深める	27
生徒理解が適切に行われることが大切である	12

グループ 4

普通学級に通級することがよい	15
普通児と障害のある子がお互いに高められる関係作りが重要	3

グループ 5

事例検討や有効な指導法の実績の蓄積が必要である	3
脳科学の見地から学ぶ	1
ユニバーサルデザインと同じ考え方を教育にも適応する	1
生徒が何の障害なのか診断する方法を知りたい	1
現在の学校の仕組みが充実している	1
周囲の児童の理解を得、手を差し伸べるような指導をする	1
その他	23

VI 考察

軽度発達障害の特別支援教育で「何をどう教育すればよいか分からない」と現場の教員から不安を聞く機会があった。一方で生徒にある障害は教員の努力で改善できると考える、実践もしばしば目にするようになった。

教育現場で軽度発達障害をどのように捉えて、どのような教育活動を行っているか調べ、わかったことは以下のことである。

- 1 担当する教員の軽度発達障害理解は進んでいるが、それを取りまく人達の理解は十分得られていない。(特に保護者の理解は不十分で今後啓蒙活動が必要になると思われる)
- 2 教育現場で指導は実践されているが効果の確認できていない指導法が多く見られた。
- 3 経験年数が豊富な教員、男性教員が多く関わっていた。(理由をさらに詳しく調べる必要がある)
- 4 多くの教員が特別支援教育に人員の増加を求めている。(普通学級で担任教員一人では指導に手が回らないためにおこった要求であろう。しかし、専任の教員の加配を実現するだけで問題の解決が図れるか、検討が必要であると思われる)
- 5 軽度発達障害のある生徒は多くの学校に在籍していた。これまで特別支援学級の無かった学校でも対応が必要になる場合がある。教員の特別支援教育に関する研修の必要性も考えられる。

VII 終わりに

実態が分からなければ対策の立て方も分からない。新制度の中の課題の概略を知るため調査を行った。一応のまとめをしているが、さらに明らかにしたい問題点や、試みたい指導法が見つかっている。

様々な人の協力を得ながら、研究を進め、特別支援教育の役に立つ知識を生産したいと考えている。

〈付記〉

多忙な学校現場の先生方に調査協力を御願ひすることは大変心苦しいことと思っておりました。お断りいただいてもおかしくない、手間のかかるアンケートでしたが、実に多くの先生方のご協力をいただくことが出来ました。

もちろん校長、教頭、教務主任、事務の諸先生のご助力無しには回答が頂けないことも十分承知しております。

ここに諸先生方に心からの感謝と、いただいたデータを有効に活用することを約束しお礼のことばと致します。

また発送業務やコーディングに関して協力してくれた、三輪有紀さんはじめ本学学生諸君にもお礼申し上げます。

注

- 1) 発達障害のうち、知的障害を伴わないものを指す。アスペルガー症候群、広汎性発達障害、LD、ADHD等がこれにあたる。
- 2) 2001年の春から文部科学省は、旧来の“特殊教育”という言い方に代えて、“特別支援教育”という呼称を使用している。
- 3) 対象となる発達障害は障害者支援法第二条（平成17年4月1日施行）によって「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と規定されている。

引用文献

- 1) 文部科学省 2007.4.1 初等中等教育局通知

参考文献

- アメリカ精神遅滞学会 1999 精神遅滞——定義、分類、サポートシステム 学苑社
- 加藤哲文ら 2004 特別支援教育を支える行動コンサルテーション 学苑社
- 国立特殊教育総合研究所 2005 LD・ADHD・高機能自閉の子供の指導ガイド 東洋館出版
- 文部科学省 2003 今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）
- 文部科学省編 2004 小・中学校におけるLD・ADHD、高機能自閉の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン 東洋館出版
- 森 孝一 2003 LD・ADHD 特別支援マニュアル 明治図書
- 牟田悦子ら 2005 LD・ADHD の理解と支援 有斐閣
- 中根 晃 1983 自閉症の臨床 岩崎学術出版
- レズニック, R.J. 2003 成人のADHD——臨床ガイドブック 東京書籍
- 杉山登志郎ら 2002 高機能広汎性発達障害 プレーン出版

Abstract

The Ministry of Education, Culture, Science, Sports and Technology reformed the School Education Law in which children with mild developmental disorder are placed in mainstream classes in public school. This practice has just been introduced in the 2007 school year. The present study investigated issues and difficulties associated with this practice.

The study did not confirm the effective teaching methods in schools. Many teachers are straggling with a shortage of staffs and a lack of understanding or support from other teachers.

The study also discussed the concerned issues in special support education. Finding ways to overcome these issues in the early stages are urgent.

Key Words: Special Support Education

Children with mild developmental disorders

ADHD (Attention Deficit Hyperactivity Disorder)

LD (Learning Disabilities)